

国東市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

背景

平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項「市長は県行動計画に基づき、当該市域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」の規定に基づき、「国東市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成します。

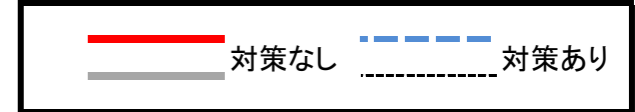
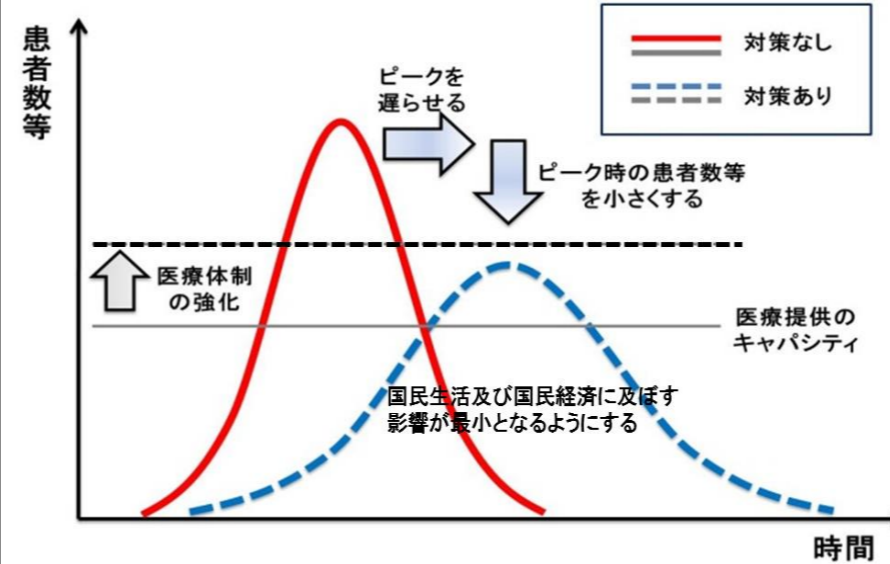
行動計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

実施する措置

- 県内外の発生状況等の情報収集
- 市民への適切な情報提供
- まん延の防止
 - ・外出自粛、施設の使用制限等の要請
 - ・特定接種の実施の協力
 - ・住民に対する予防接種の実施
- 医療等の提供体制の確保
 - ・医師等への医療従事者の要請・指示
 - ・臨時の医療施設の開設等
- 市民生活・経済の安定に関する措置

対策の効果 概念図



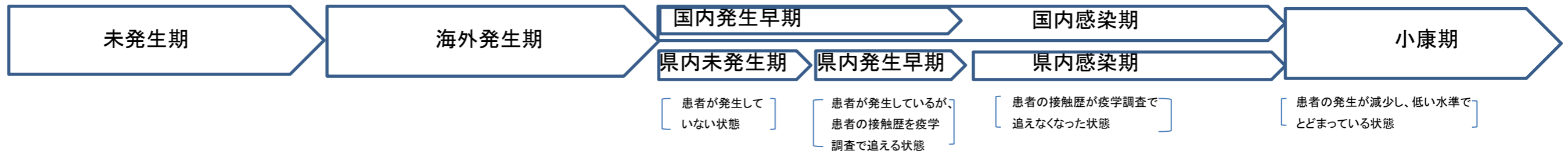
流行期間は約8週間を想定

流行規模・被害想定(国東市)

・発病率	人口の約25%
・医療機関受診患者数	3,000~8,000人
・入院患者数	100人~400人
・1日最大入院患者数	25人~100人
・死亡者数	45人~150人

※米国疫病予防管理センターの推計モデル等を用いて算定。なお、上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)等は、考慮していない。

行動計画における主な対策(発生段階別)



国・県の動き	政府対策本部及び県対策本部設置	緊急事態宣言	緊急事態宣言終了
実施体制	・必要に応じて、健康危機管理委員会を開催	・健康危機管理委員会の開催による情報の集約・共有・分析	・緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに「国東市新型インフルエンザ等対策本部」を設置★
情報収集提供・共有	・国内外の新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・コールセンター等相談窓口の準備	・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した情報提供 ・コールセンターの設置	・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した情報提供と注意喚起 ・コールセンターの運営継続
まん延防止	・地域対策・職場対策の周知	・市民、事業所、施設等に対し、基本的な感染対策の実践を周知	・外出自粛の要請に係る周知★ ・施設の使用制限に係る周知★ ・職場における感染対策の徹底の要請に係る周知★
予防接種	・特定接種・住民接種の実施体制の構築	・特定接種の実施 ・住民接種体制の準備	・住民接種の開始 ・臨時の予防接種の実施★
住民生活及び地域経済の安定	・高齢者世帯・障がい者世帯への支援体制の整備 ・医薬品その他の物資及び資材の備蓄	・新型インフルエンザ等の発生の確認を要援護者や協力者へ連絡	・市民へ消費者としての適切な行動を呼びかけ、事業者へ買占め及び売惜しみが生じないよう要請 ・要援護者への生活支援、在宅療養患者の支援 ・水の安定供給★ ・生活関連物資等の価格の安定★ ・サービス水準低下の許容の呼びかけ★ ・生活関連物資等の価格の安定★ ・埋葬・火葬の特例★
サーベイランス	・教育委員会等と連携し、状況の把握	・学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化	・学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化
医療	・医師会、医療機関、薬局、警察、消防との連携	・医療機関等への情報提供について、県の要請に応じ、適宜協力	・在宅で療養する患者への支援 ・県が必要に応じて行う医療対策等に関し、適宜協力★

★は新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い実施する措置